

第22号議案

令和5年7月4日
総務課
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について (人事管理関係・任用関係・給与関係)

標記の件について、下記の人事委員会規則等を別添のとおり一部改正し、施行する。

記

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
- 3 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
派遣先団体の追加を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
<p>別 表 第 一 (第2条関係)</p>	<p>【派遣先団体の追加】</p> <p>1 別表第一（公益的法人）</p> <p>(1) 一般財団法人G o v T e c h 東京 (2) 一般財団法人東京2025世界陸上財団 (3) 一般社団法人東京国際金融機構 (4) 公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター</p> <table border="1" data-bbox="501 640 1458 1621"> <tr> <td data-bbox="501 640 692 678">団体名</td> <td data-bbox="692 640 1458 678">一般財団法人G o v T e c h 東京</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 678 692 716">申請者</td> <td data-bbox="692 678 1458 716">東京都知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 716 692 1585">都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性</td> <td data-bbox="692 716 1458 1585"> <p><設立経緯> 都民及び事業者があらゆる活動において、デジタル技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与することを目的として設立される法人である。</p> <p><都事業との関連性> デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化などに取り組み、区市町村を含めたオール東京でのサービス向上を目指して事業を実施していくものであり、その実現のために、「都庁の内部と外部2つの力の結合で政策のイノベーションを生み出す」という方針であることから、都が進める事業と不可分の関係にあり、密接な関連を有する。</p> <p><職員派遣の必要性> 東京全体のDXの推進強化は、『「未来の東京」戦略』にも掲げられた都の重要施策であり、デジタル政策との一体性確保が必要である。事業を進めるにあたっては都との情報共有や連絡調整が求められるため、人的援助を行う必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1585 692 1621">都出資比率</td> <td data-bbox="692 1585 1458 1621">100%</td> </tr> </table>	団体名	一般財団法人G o v T e c h 東京	申請者	東京都知事	都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯> 都民及び事業者があらゆる活動において、デジタル技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与することを目的として設立される法人である。</p> <p><都事業との関連性> デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化などに取り組み、区市町村を含めたオール東京でのサービス向上を目指して事業を実施していくものであり、その実現のために、「都庁の内部と外部2つの力の結合で政策のイノベーションを生み出す」という方針であることから、都が進める事業と不可分の関係にあり、密接な関連を有する。</p> <p><職員派遣の必要性> 東京全体のDXの推進強化は、『「未来の東京」戦略』にも掲げられた都の重要施策であり、デジタル政策との一体性確保が必要である。事業を進めるにあたっては都との情報共有や連絡調整が求められるため、人的援助を行う必要がある。</p>	都出資比率	100%
団体名	一般財団法人G o v T e c h 東京								
申請者	東京都知事								
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯> 都民及び事業者があらゆる活動において、デジタル技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与することを目的として設立される法人である。</p> <p><都事業との関連性> デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化などに取り組み、区市町村を含めたオール東京でのサービス向上を目指して事業を実施していくものであり、その実現のために、「都庁の内部と外部2つの力の結合で政策のイノベーションを生み出す」という方針であることから、都が進める事業と不可分の関係にあり、密接な関連を有する。</p> <p><職員派遣の必要性> 東京全体のDXの推進強化は、『「未来の東京」戦略』にも掲げられた都の重要施策であり、デジタル政策との一体性確保が必要である。事業を進めるにあたっては都との情報共有や連絡調整が求められるため、人的援助を行う必要がある。</p>								
都出資比率	100%								

団体名	一般財団法人東京2025世界陸上財団
申請者	東京都知事
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p><設立経緯> 2025年に開催される第20回世界陸上競技選手権大会の開催地が東京に決定したことに伴い、設立される法人である。</p> <p><都事業との関連性> 大会の開催は、東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わい創出に資すると期待され、都が『未来の東京』戦略』で掲げている、スポーツが日常に溶け込んでいる「スポーツフィールド東京」の実現に資するものであることから、当財団で実施する事業は、都の政策目的に合致し、都事業と密接な関連を有している。</p> <p><職員派遣の必要性> 当財団は、競技、会場施設の確保・環境整備、大会関係者の輸送・交通・セキュリティ・医療サービス、財政・マーケティング、広報、式典等といった、多岐にわたる事業の円滑な準備・運営のため、生活文化スポーツ局をはじめ、都庁各局を含む各関係機関との連絡、調整が求められることから、人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	—

団体名	一般社団法人東京国際金融機構
申請者	東京都知事
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p><設立経緯> 東京の金融市場としての魅力を高め、世界トップクラスの国際金融都市とするプロモーション活動を行うために設立された。</p> <p><都事業との関連性> 当法人は、東京を世界トップクラスの国際金融都市とする、都の政策の実現に向けた重要なパートナーであることから、都と密接な関連性を有する。</p> <p><職員派遣の必要性> 海外諸都市が海外プロモーションを再開する中、当法人には、熾烈な都市間競争に打ち勝つための戦略的な情報発信等、各種取組を効果的に実現させることが求められている。このため、都がこれまで培った行政的知見を活かし、当団体の金融プロモーション、金融関連業界の意見の抽出などの知見・ノウハウを一層強化するため、人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	—

団体名	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター
申請者	東京都知事
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯></p> <p>東京都における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された。</p> <p>・根拠規定</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3</p> <p><都事業との関連性></p> <p>環境衛生関係施設の衛生確保施策を推進していくにあたり、衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導などを行う当該団体と都の連携は不可欠であり、密接な関連を有する。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>都の施策を着実に実施していくためには、都職員の知識・経験等を当該団体職員に伝え、都職員と団体職員が一体となって事業を進めていくことが欠かせないことから、人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	34.0%

別 表 第 二

(第10条関係)

【派遣先団体の追加】

2 別表第二（営利法人）

- (1) 株式会社セントラルプラザ
- (2) 株式会社東京交通会館
- (3) 水道マッピングシステム株式会社
- (4) 東京食肉市場株式会社
- (5) 東京地下鉄株式会社
- (6) 東京都競馬株式会社
- (7) 八丈島空港ターミナルビル株式会社

団体名	株式会社セントラルプラザ
申請者	東京都知事
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯> 飯田橋地区市街地再開発事業によって建設されたセントラルプラザビル（住宅棟・事務棟・商店街が一体となった複合用途型の区分所有建物）の管理者として、管理運営を行うために設立された。</p> <p><都事業との関連性> 都は、セントラルプラザビルを区分所有（飯田橋庁舎。8,090㎡）しており、当ビルには東京都心身障害者福祉センターや東京都消費生活総合センターなど、都の事業所が入居し、多くの都民が支援・相談窓口として利用している。</p> <p><職員派遣の必要性> 多くの都民が利用する複合的施設をより適切かつ効率的に運営するためには、都が持つ行政的知見が求められることから、当法人に人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	31.0%

団体名	株式会社東京交通会館
申請者	東京都交通局長
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯> 都市計画決定による有楽町駅付近再開発により、交通局庁舎を含めた東京交通会館ビルを建築するために設立された。</p> <p><都事業との関連性> 東京交通会館は、防災上及び都市の美観上の観点から、有楽町駅前の整備を目的に建設されたものであり、有楽町駅周辺の振興、活性化に寄与している。当法人が所有する交通会館一之江ビル、交通会館瑞江ビル及び交通会館篠崎ビルは、都営地下鉄新宿線の延伸に伴い、駅周辺のまちづくりの推進と地下鉄利用者の利便性の確保、乗客増加対策を目的に建設されたものであり、都の事業と沿線地域の発展に寄与している。</p> <p><職員派遣の必要性> 地域振興、活性化を円滑に進めていくため、都が持つ行政的知見・ノウハウが求められることから、当法人に対し人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	49.9%

団体名	水道マッピングシステム株式会社
申請者	東京都水道局長
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p><設立経緯> 東京都水道局が保有する膨大な水道施設・設備の効率的な維持・管理に向け、水道管路図面等をデジタル管理するコンピュータ・マッピングシステムの開発・保守運用を行うために設立された。</p> <p><都事業との関連性> 東京都水道局の業務に合わせて開発した水道マッピングシステムで管理される情報は、水道施設の工事や管路の維持管理などに不可欠であり、都の水道事業の根幹を支えるものである。</p> <p><職員派遣の必要性> 都の水道事業の根幹を支える当法人に対し、実務経験を積んだ局職員を派遣し、データの管理や更新、分析において利便性の高いシステムへとブラッシュアップさせることで、水道事業の効率的かつ着実な推進に繋がるため、人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	7.0%

団体名	東京食肉市場株式会社
申請者	東京都知事
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p><設立経緯> 都民に対する食肉の安定供給と公正な取引価格の形成、食肉流通の合理化を図ることなどを目的として、設立された。</p> <p><都事業との関連性> 当法人は東京都中央卸売市場食肉市場において、唯一の卸売業者として、都民に対する食肉の安定供給を担い、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を目的とする中央卸売市場の事業と不可分の関係にある。</p> <p><職員派遣の必要性> 都民に対する食肉の安定供給をより確かなものとするためには、市場の管理・運営を行っている都との緊密な連携が重要となる。市場の管理・運営のノウハウを有する都職員を派遣することで、連携の取れた事業展開が可能となるため、人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	50.0%

団体名	東京地下鉄株式会社
申請者	東京都知事
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p><設立経緯></p> <p>首都圏の鉄道ネットワークの中核を担う交通事業者として発足し、グループ理念に「東京を走らせる力」を掲げ、東京都区部を中心に、9路線約195km、180駅の地下鉄を運営（うち7路線で他社と相互直通運転を実施）している。</p> <p><都事業との関連性></p> <p>首都圏の鉄道ネットワークの中核を担う交通事業者であり、東京の都市機能と国際競争力を高める陸海空の都市基盤整備の促進、交通ネットワーク全体の拡充を図る東京都の施策の一翼を支える団体である。また、ホームドアやエレベーターの整備等鉄道駅のバリアフリー化や地下駅の浸水対策等も進めており、都が進めるまちづくりの様々な分野で貢献している。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>当法人が上記の事業等を今後一層推進するためには、手続き及び事業実施の点から、事業説明会の実施経験や、住民対応、国交省等の関係機関との調整経験や、行政手続の知識が求められることから、人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	46.6%

団体名	東京都競馬株式会社
申請者	東京都知事
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p><設立経緯></p> <p>都は、戦災復興財源確保を目的に、競馬事業の実施と、その円滑な運営を図るため競馬場施設の建設と保守・運営等を行うため、当法人を設立した。当法人は、公営競技の施設会社として、大井競馬場の賃貸、オートレース場の賃貸等の事業を実施している。</p> <p><都事業との関連性></p> <p>保育所用地の提供、避難場所・災害備蓄品の整備、環境負荷低減、脱炭素社会実現への貢献など、公共的活動を推進し都施策に積極的に貢献している。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>当法人は、地方公共団体が実施する公営競技に要する施設を賃貸することを主な事業としており、高い公共性を有するほか、多岐にわたる公益的事業及び地域貢献活動を行っている。これらの事業を適切かつ効率的に推進していくためには、都が持つ各種政策実現のノウハウや行政的知見が求められることから、当法人に人的援助を行うことが必要である。</p>
都出資比率	27.8%

団体名	八丈島空港ターミナルビル株式会社
申請者	東京都知事
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯></p> <p>八丈島空港は、東京の南方海上約290kmに位置する八丈町にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される施設となっている。八丈島と本土を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に施設を管理することを目的として、八丈島空港ターミナルビル株式会社が設立された。</p> <p><都事業との関連性></p> <p>八丈島空港の安全及び維持の管理に十分な実績と空港管理・運用業務の実績があり、空港設置者である都と協力し航空事業者等との利用調整等を行っている。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>空港の適切な維持管理や、島の玄関口ともいえる空港での島の賑わい創出などの離島振興策を推進するにあたり、都と当法人とが一体となり事業運営に更に力を発揮していくため、執行体制の強化に向けて人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	53.0%

【参考】

(財団法人等)

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「法」という。)(抄)

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。)との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人
- 三 特別の法律により設立された法人(前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。)で政令で定めるもの
- 四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例(以下「条例」という。)(抄)

(職員の派遣)

第二条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。

2 法第二条第一項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。

- 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体
- 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体
- 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの

(営利法人)

○法

(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに従って定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

○条例

(法第十条第一項に規定する条例で定める法人)

第十条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社は、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの
施 行 期 日 附 則	令和5年7月5日 ただし、別表第一に「一般財団法人G o v T e c h 東京」の追加する改正は、令和5年7月24日から施行する。

2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

上記1の規則改正による団体追加等を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別表第一 別表第二 (第9条関係)	【都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体の追加に伴う規定整備】 1 別表第一(公益的法人) (1) 一般財団法人GovTech東京 (2) 一般財団法人東京2025世界陸上財団 (3) 一般社団法人東京国際金融機構 (4) 公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター 2 別表第二(営利法人) (1) 株式会社セントラルプラザ (2) 株式会社東京交通会館 (3) 水道マッピングシステム株式会社 (4) 東京食肉市場株式会社 (5) 東京地下鉄株式会社 (6) 東京都競馬株式会社 (7) 八丈島空港ターミナルビル株式会社
施行期日 附則	令和5年7月5日 ただし、別表第一「一般財団法人GovTech東京」の追加は、令和5年7月24日から施行する。

3 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

派遣の実施に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 目 文	内 容
昇格時職務区分別 号給表関係（第2 0条関係） 第2項第2号	【派遣の実施に伴う規定整備】 初任給規則に規定する「派遣条例第2条の規定に基づく派遣」に該当する派遣先団体として、「一般財団法人東京2025世界陸上財団」を追加
適 用 年 月 日	令和5年7月10日

規則等改正案文一覧

～ 目次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 3 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（8頁）

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年七月五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十三号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京
一般財団法人救急振興財団

に、「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事
業団
陸上財団」を「一般財団法人東京2025世界
一般財団法人東京国際金

研究財団
に、「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人東京
融機構」を「公益財団法人東京

に、「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人東京
融機構」を「公益財団法人東京

都スポーツ文化事業団
都生活衛生営業指導センター」に改める。

別表第二中「株式会社建設資源広域利用センター」を「株式会社建設資源広域利用株式会社セントラルプラザ

センター」に、「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」を「株式会社東京株式会社東京

きらぼしフィナンシャルグループ」に、「首都高速道路株式会社」を「首都高速道路株式会社」を

株式会社
グシシステム株式会社」に、「東京港埠頭株式会社」を「東京港埠頭株式会社」
「東京食肉市場株式会社」
「東京水道株式会社」
「東京地下鉄株式会社」
「東京都競馬株式会社」

に、「日本自動車ターミナル株式会社」を

「日本自動車ターミナル株式会社
八丈島空港ターミナルビル株式会社

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に改める部分に限る。）は、

令和五年七月二十四日から施行する。

東京都職員 の 退職管理に 関する 規則の 一部を 改正する 規則を 公布する。

令和五年七月五日

東京都 人事 委員会

● 東京都 人事 委員会 規則 第十二号

東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則の 一部を 改正する 規則

東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則（平成二十八年東京都 人事 委員会 規則 第十一号）の 一部を 次の ように 改正する。

別表 第一中 「一般財 団法人 救急 振興 財団」を

「一般財 団法人 Gov Tech 東京 一般財 団法人 救急 振興 財団

に、 「一般財 団法人 東京都 人材 支援 事業 団」を

「一般財 団法人 東京都 人材 支援 事 一般財 団法人 東京 2025 世界

業 団 陸上財 団」に、 「一般財 団法人 みなと 総合 研究 財 団」を

「一般財 団法人 みなと 総合 一 般社 団法人 東京 国際 金

融 機 構」に、 「公益財 団法人 東京都 スポー ツ 文化 事業 団」を

「公益財 団法人 東京 公益財 団法人 東京

都スポーツ文化事業団
都生活衛生営業指導センター」に改める。

別表第二中「株式会社建設資源広域利用センター」を「株式会社建設資源広域利用株式会社セントラルプラザ

センター」に、「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」を「株式会社東京株式会社東京

きらぼしフィナンシャルグループ」に、「首都高速道路株式会社」を「首都高速道路株式会社」を

株式会社
グシシステム株式会社」に、「東京港埠頭株式会社」を
「東京港埠頭株式会社」
「東京食肉市場株式会社」
「東京水道株式会社」
「東京地下鉄株式会社」
「東京都競馬株式会社」

東京都競馬株式会社

に、「日本自動車ターミナル株式会社」を

「日本自動車ターミナル株式会社
八丈島空港ターミナルビル株式会社

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に改める部分に限る。）は、

令和五年七月二十四日から施行する。

5 人 委 任 第 63 号
令 和 5 年 7 月 5 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 青 山 侑

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運
用 に つ い て 」 の 一 部 改 正 に つ い て

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運 用 に つ い て
（ 昭 和 50年 12月 25日 付 50人 委 第 1200号 ） 」 の 一 部 を 下 記 の
よ う に 改 正 し ま し た の で 、 令 和 5年 7月 10日 以 降 こ れ に よ
り 実 施 し て く だ さ い 。

記

昇 格 時 職 務 区 分 別 号 給 表 関 係 （ 第 20条 関 係 ） 第 2項 第 2
号 中 「 公 益 財 団 法 人 東 京 都 ス ポ ー ツ 文 化 事 業 団 」 を 「 一 般
財 団 法 人 東 京 2025世 界 陸 上 財 団 又 は 公 益 財 団 法 人 東 京 都 ス
ポ ー ツ 文 化 事 業 団 」 に 改 め る 。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（6頁）

改 正 案

現 行

<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表第一</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人GovTech東京 一般財団法人救急振興財団 一般財団法人公園財団から一般財団法人東京都営交通協力会まで（現行のとおり） 一般財団法人東京都人材支援事業団 一般財団法人東京2025世界陸上財団 一般財団法人東京マラソン財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで（現行のとおり） 一般財団法人みなど総合研究財団 一般社団法人東京国際金融機構 一般社団法人東京都港湾振興協会から公益財団法人東京都人権啓発センターまで（現行のとおり） 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター 公益財団法人東京都体育協会から日本消防検定協会まで（現行のとおり） <p>別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社建設資源広域利用センター 株式会社セントラルプラザ 株式会社多摩テレビ及び株式会社多摩ニュータウン開発センター（現行のとおり） 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 株式会社東京交通会館 株式会社東京国際フォーラムから首都圏新都市鉄道株式会社まで（現行のとおり） 首都高速道路株式会社 	<p>第一条から第三条まで（略） 別表第一</p> <ul style="list-style-type: none"> （新設） 一般財団法人救急振興財団 一般財団法人公園財団から一般財団法人東京都営交通協力会まで（略） 一般財団法人東京都人材支援事業団 （新設） 一般財団法人東京マラソン財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで（略） （略） 一般財団法人みなど総合研究財団 （新設） 一般社団法人東京国際金融機構 一般社団法人東京都港湾振興協会から公益財団法人東京都人権啓発センターまで（略） 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 （新設） 公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター 公益財団法人東京都体育協会から日本消防検定協会まで（略） <p>別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社建設資源広域利用センター （新設） 株式会社多摩テレビ及び株式会社多摩ニュータウン開発センター（略） 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ （新設） 株式会社東京国際フォーラムから首都圏新都市鉄道株式会社まで（略） 首都高速道路株式会社
--	--

<p>水道マッピングシステム株式会社</p> <p>多摩都市モノレール株式会社から東京交通サービス株式会社まで (現行のとおり)</p> <p>東京港埠頭株式会社</p> <p>東京食肉市場株式会社</p> <p>東京水道株式会社</p> <p>東京地下鉄株式会社</p> <p>東京都競馬株式会社</p> <p>東京都下水道サービス株式会社から東京臨海高速鉄道株式会社 (現行のとおり)</p> <p>日本自動車ターミナル株式会社</p> <p>八丈島空港ターミナルビル株式会社</p>	<p>(新設)</p> <p>多摩都市モノレール株式会社から東京交通サービス株式会社まで (略)</p> <p>東京港埠頭株式会社</p> <p>(新設)</p> <p>東京水道株式会社</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>東京都下水道サービス株式会社から東京臨海高速鉄道株式会社 (略)</p> <p>日本自動車ターミナル株式会社</p> <p>(新設)</p>
--	---

改正案

現行

第一条から第二十三条まで（現行のとおり）

第一条から第二十三条まで（略）

別表第一

別表第一

一般財団法人GovTech東京

（新設）

一般財団法人救急振興財団

一般財団法人救急振興財団

一般財団法人公園財団から一般財団法人東京都営交通協力会まで（現行のとおり）

一般財団法人公園財団から一般財団法人東京都営交通協力会まで（略）

一般財団法人東京都人材支援事業団

一般財団法人東京都人材支援事業団

一般財団法人東京2025世界陸上財団

（新設）

一般財団法人東京マラソン財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで

一般財団法人東京マラソン財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで

（現行のとおり）

（略）

一般財団法人みなと総合研究財団

一般財団法人みなと総合研究財団

一般社団法人東京国際金融機構

（新設）

一般社団法人東京都港湾振興協会から公益財団法人東京都人権啓発センターまで

一般社団法人東京都港湾振興協会から公益財団法人東京都人権啓発センターまで

（現行のとおり）

（略）

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター

（新設）

公益財団法人東京都体育協会から日本消防検定協会まで（現行のとおり）

公益財団法人東京都体育協会から日本消防検定協会まで（略）

別表第二

別表第二

株式会社建設資源広域利用センター

株式会社建設資源広域利用センター

株式会社セントラルプラザ

（新設）

株式会社多摩テレビ及び株式会社多摩ニュータウン開発センター（現行のとおり）

株式会社多摩テレビ及び株式会社多摩ニュータウン開発センター（略）

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

株式会社東京交通会館

（新設）

株式会社東京国際フォーラムから首都圏新都市鉄道株式会社まで（現行のとおり）

株式会社東京国際フォーラムから首都圏新都市鉄道株式会社まで（略）

首都高速道路株式会社

首都高速道路株式会社

<p>水道マッピングシステム株式会社</p> <p>多摩都市モノレール株式会社から東京交通サービス株式会社まで (現行のとおり)</p> <p>東京港埠頭株式会社</p> <p>東京食肉市場株式会社</p> <p>東京水道株式会社</p> <p>東京地下鉄株式会社</p> <p>東京都競馬株式会社</p> <p>東京都下水道サービス株式会社から東京臨海高速鉄道株式会社 (現行のとおり)</p> <p>日本自動車ターミナル株式会社</p> <p>八丈島空港ターミナルビル株式会社</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)</p>	<p>(新設)</p> <p>多摩都市モノレール株式会社から東京交通サービス株式会社まで (略)</p> <p>東京港埠頭株式会社</p> <p>(新設)</p> <p>東京水道株式会社</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>東京都下水道サービス株式会社から東京臨海高速鉄道株式会社 (略)</p> <p>日本自動車ターミナル株式会社</p> <p>(新設)</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで (略)</p>
---	---

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>第1条関係から経験年数換算表関係まで（現行のとおり） 昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）</p> <p>1 （現行のとおり） 2 （現行のとおり）</p> <p>(1) （現行のとおり） (2) 生活文化スポーツ局局務担当部長 <u>一般財団法人東京2025世界陸上財団又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団</u></p> <p>3 から10まで （現行のとおり） 別表第1 から別表第3 まで （現行のとおり）</p>	<p>第1条関係から経験年数換算表関係まで（略） 昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）</p> <p>1 （略） 2 （略）</p> <p>(1) （略） (2) 生活文化スポーツ局局務担当部長 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団</p> <p>3 から10まで （略） 別表第1 から別表第3 まで （略）</p>